

指名諮問委員会及び地域委員会において面接，補充調査が検討された例

●面接

	回	開催日	HP議事抜粋
中央	22	18.7.7	【弁護士任官関係】 審議の結果，1人について，9月6日の次回の指名諮問委員会において面接を行った上指名の適否の判断を行うこととされ…た。
	23	18.9.6	指名の適否について当委員会が判断を留保していた平成18年10月期の弁護士任官候補者が任官希望を取り下げたことが報告された。

※面接は実施されなかった。

●補充調査

	回	開催日	HP議事抜粋
東京第1	5	16.5.10	【弁護士任官関係】 各情報のうちの〇〇弁護士からの書面は，弁護士任官候補者の経歴を記載したものに過ぎないため，庶務から同弁護士に，同候補者の指名の適否に関する具体的事実について記載した書面を至急追加提出していただくよう電話で依頼し，追加提出された場合には，その書面をも併せて指名諮問委員会に報告することとした。
	13	18.5.15	【弁護士任官関係】 収集された情報の一部については，更に担当裁判官からの情報提供を求めることが相当であるとされ，その情報収集の方法については，委員長に一任することとされた。 これにより収集された情報を含めて，後日提供された情報については，委員長が指名諮問委員会への報告の当否を判断の上，相当とされた情報を指名諮問委員会に送付し，当委員会には，追ってその結果を報告することとされた。
大阪	9	17.11.7	【弁護士任官関係】 一部の情報について，記載内容の補充を依頼し，これに基づき提供のあった情報については，地域委員会委員長及び地域委員会委員長代理が内容を検討して送付の要否を決定することとし，内容に問題がある場合には各委員に諮ることとされた。
広島	5	16.11.2	【再任関係】 1つの情報の記載内容の一部を補充するために，同情報の提供者及び当該裁判官の所属裁判所長あてに調査依頼を実施することとされた。
	6	16.11.10	庶務…から，情報の一部について，同情報の提供者及び当該裁判官の所属裁判所長あてに調査依頼をしたこと及びそれぞれ回答があった旨の報告がされた。 回答については，調査依頼文とともに，いずれも下級裁判所裁判官指名諮問委員会に送付することとされた。
仙台	18年度第2回	18.11.10	【再任関係】 提供された情報で触れられた判決，審判書等について，その全文写しを裁判所から取り寄せ，…次回の委員会において，再度審議することとされた。
	18年度第3回	18.11.17	裁判所から取り寄せた判決，審判書等の写しの内容を踏まえた上で，前回に引き続き審議がなされ，…地域委員会の意見を付し，取り寄せた判決，審判書等の写しを添付した上で，中央の委員会に送付することで取りまとめがなされ，了承された。

指名諮問委員会及び地域委員会において面接，補充調査が検討された例

●補充調査

	回	開催日	HP議事抜粋
札幌	6	16.10.25	<p>【再任関係】                      提供のあった情報について次のとおりとすることとした。                      ア 10月21日に提供された情報に記載のある事件の控訴審判決を取り寄せる。                      イ 情報提供のあった指名候補者に関し，地域委員会として調査する必要性の有無を判断するため，庶務担当者が，同候補者の当地域委員会管内の裁判所在任時の執務状況について関係職員から聴取し，その結果を次回地域委員会において報告する。                      ウ 10月21日に提供された情報は，他の弁護士が作成した書面を引用して，提供者と引用書面の関連の説明がないので，この点を説明した書面の提出を促す。                      エ 10月23日に提供された情報に記載されている参考資料の提出を促す。</p>
	7	16.11.2	<p>庶務から，第6回札幌地域委員会において庶務に付託された事項についての結果報告…がなされた。                      提供を受けた情報の取りまとめに関して，協議の結果，次のとおりとすることとなった。                      ア 提供を受けた情報について，札幌地域委員会として補充調査は行わない。                      イ 提供を受けた情報については，すべて指名諮問委員会に送付することとする。</p>
	27	23.5.30	<p>【再任関係】                      下級裁判所裁判官指名諮問委員会に情報を送付するに際し，…当該審判事件に関する抗告審の結果資料を添付すること…が，…確認された。</p>